



first corporation

第10回 定時株主総会 招集ご通知

ファーストコーポレーション株式会社

(証券コード：1430)

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様
の安全を最優先に、株主総会へのご来場を見
合わせていただき、事前に書面またはインター
ネットにより議決権をご行使くださいますよう
お願い申し上げます。

日 時 ▶ 2021年8月26日（木曜日）午前10時

場 所 ▶ 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
新宿野村ビル 2階
野村コンファレンスプラザ新宿
コンファレンス A

目次

第10回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く。）6名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く。）の報酬等の額決定の件	
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の 額決定の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及 び社外取締役を除く。）に対する業 績連動型株式報酬等の額設定の件	
(添付書類)	
事業報告	30
計算書類	45
監査報告書	47

証券コード 1430
2021年8月5日

株主各位

東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
ファーストコーポレーション株式会社
代表取締役社長 中村 利秋

第10回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り書面またはインターネットにより議決権の事前行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「インターネット・郵送による議決権行使方法のご案内」に従って、2021年8月25日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年8月26日（木曜日） 午前10時（午前9時30分 受付開始）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階
野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンス A
（末尾の「第10回 定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。前回の会場から総会会場が変更となっております。）

3. 目的事項

報告事項 第10期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権行使をされる場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- 当日ご出席の際は、資源節約のために本招集通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様も軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告の業務の適正を確保する体制及び上記体制の運用状況、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://1st-corp.com/ir/shareholder.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.1st-corp.com/>) に掲載させていただきます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご協力をお願い

新型コロナウイルス感染拡大が懸念される状況が続いておりますので、株主の皆様におかれましては、可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会へのご出席に際しましては、以下のとおり安全確保及び感染拡大防止のための措置を講じてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・会場へご来場の際は、マスクをご持参のうえ、必ずご着用ください。ご着用されていない株主様は、会場へのご入場をお断りさせていただきます。
- ・会場入口ではアルコール消毒液による消毒及び非接触型体温計による検温にご協力をお願いいたします。また、体調不良と見受けられる方のご入場をお断りする場合がございます。
- ・本株主総会の運営スタッフは、マスク等を着用して対応させていただきます。
- ・株主総会会場では、感染予防のため、間隔をあけた座席配置とするため、ご用意できる座席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

インターネット・郵送による議決権行使方法のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合

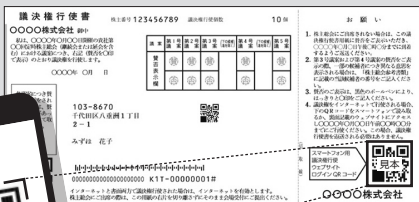
スマートフォンまたはパソコン等から、以下の方法により議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限 ▶▶▶▶ 2021年8月25日 (水) 午後5時45分まで



「スマート行使」から

- 1 お手元の議決権行使書の右下に記載されたQRコードを読み取ってください。



- ✓ 従来の用紙記入・郵送が不要
- ✓ パソコンの起動・議決権行使ウェブサイトへの遷移が不要
- ✓ 面倒なID・パスワードの入力が不要

※「スマート行使」の議決権行使は1回のみ可能です。
再行使する場合は、「パソコン等から」と同様の方法で行使願います。
※スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。
※ご利用のQRコード読取アプリによっては操作が必要な場合もあります。
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



パソコン等から

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

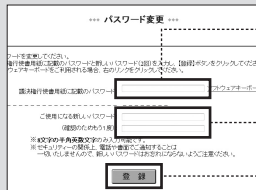
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 2 お手元の議決権行使書に記載された「議決権行使コード」を入力してください。



「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点等がございましたら、以下へお問い合わせ願います。

システム等に関する
お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 (受付時間 平日9:00~21:00)



郵送により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 ▶▶▶▶ 2021年8月25日（水）午後5時45分までに到着

議決権行使書用紙

議決権行使書 株主番号 123456789 議決権行使個数 10個		お願い																			
○○○○株式会社 御中 私は、○○○○年○月○○日開催の貴社第○○回臨時株主総会（継続会または総会を含む）における議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。 ○○○○年 ○月 ○日		1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、○○○○年○月○日午後○時○分までに到着するようにご返送ください。 2. 第3号議案および第4号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。 3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。 4. 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにてアクセスし○○○○年○月○○日午前○○時○○分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を送送される必要はありません。																			
各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。 ○○○○株式会社 103-8670 千代田区八重洲1丁目2-1 みずほ 花子		議案 <table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>第1号議案</th> <th>第2号議案</th> <th>第3号議案（1号候補者）</th> <th>第4号議案（2号候補者）</th> <th>第5号議案</th> </tr> <tr> <td>賛否表示欄</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>		議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案（1号候補者）	第4号議案（2号候補者）	第5号議案	賛否表示欄	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案（1号候補者）	第4号議案（2号候補者）	第5号議案																
賛否表示欄	○	○	○	○	○																
	○	○	○	○	○																
QRコード K1T-00000001# インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右出を切り離さずそのまま会場までご提出ください。		スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード ○○○○株式会社																			

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1.4.5.6号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

第2.3号議案

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

全員反対の場合：「否」の欄に○印

一部の候補者に反対する場合：「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

◎複数回に亘り議決権を行使された場合の取扱い

- (1) インターネットによる方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社現行定款について、次の理由により所要の変更及び削除等を行うものであります。

(1)当社は、当社の継続的な企業価値の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの確立が重要であると認識しております。これまで監査役会設置会社として経営の監査・監督に努めてまいりましたが、社外取締役を中心とする監査等委員会が取締役の職務執行の監査等を行うとともに、各監査等委員が取締役会において議決権を行使することで、取締役会の監督機能をさらに強化し、より適切なガバナンス体制の実現を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2)その他、一部文言及び表現の修正、条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第5条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u> 第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(单元株式の売渡請求) 第10条 (条文省略)</p> <p>第11条～第12条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程) 第13条 株主名簿、新株予約権原簿に関する取扱い および手数料、株主の権利行使に関する手 続き等については、法令又は定款に定める もののほか、取締役会において定める株式 取扱規則による。</p>	<p>第2章 株式 第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(单元未満株式の売渡請求) 第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第13条 株主名簿、新株予約権原簿に関する取扱い 及び手数料、株主の権利行使に関する手続 き等については、法令又は定款に定めるも ののほか、取締役会において定める株式取 扱規程による。</p>
<p>第3章 株主総会 第14条～第19条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会 第14条～第19条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役は10名以内とする。 (新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役は15名以内とする。 ② 前項に定める取締役のうち、監査等委員で ある取締役は5名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(選任)</p> <p>第21条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>② 前項の選任については、累積投票の方法によらない。</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任)</p> <p>第21条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>② 前項の選任については、累積投票の方法によらない。</p> <p>③ <u>監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員により選任された取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>③ <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から、役付役員を若干名選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、役付取締役</u>を若干名選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の承認簿)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印を行う。</p> <p>(取締役に対する報酬等)</p> <p>第29条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条～第31条 (条文省略)</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の承認)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印を行う。</p> <p>(取締役に対する報酬等)</p> <p>第30条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会	(削除)
(員数)	(削除)
第32条 当社の監査役は4名以内とする。	
(選任)	(削除)
第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期)	(削除)
第34条 監査役の任期は、選任後4年内以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役)	(削除)
第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	
(監査役会の招集等)	(削除)
第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。	

現行定款	変更案
<p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会議事録) <u>第38条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印を行う。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等) <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削除)
<p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第41条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員)</p> <p>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集等)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会議事録)</p> <p>第36条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印を行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 第42条～第43条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</u></p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第46条～第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</u></p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第42条～第45条 (現行どおり)</p> <p>附則 (<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役8名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

取締役候補者の指名にあたっては、業務執行における善管注意義務及び忠実義務を適切に果たし、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備え、当社の経営を適切に遂行する能力を有する者であることを指名の基準とし、独立社外取締役をメンバーに含む「指名検討会議」にての審議を経て、取締役会において十分に検討を行い決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地 位及び担当	取締役会へ の出席状況	専門性					
				企業 経営	建築	不動産	財務 会計	法務・ リスクマネ ジメント	ガバナ ンス
再任 1	なかむら としあき 中村 利秋	代表取締役社長 兼開発事業本部長	23回 ／23回 (100%)	●	●	●	—	—	●
再任 2	さいが ゆたか 佐井賀 豊	常務取締役 建築事業本部長 兼再開発事業部長	20回 ／23回 (87%)	—	●	●	—	—	—
再任 3	よこやま かずお 横山 一夫	取締役 管理本部生産管理部長 兼採用・人材開発特命担当	23回 ／23回 (100%)	—	●	—	●	—	—
再任 4	みやもと ひとみ 宮本 比都美	取締役 経営企画室長兼 内部統制担当	23回 ／23回 (100%)	—	—	—	●	●	●
再任 5	ふじもと さとし 藤本 聡	社外 独立役員	22回 ／23回 (96%)	●	—	—	—	●	●
新任 6	はやし じゅんじ 林 淳二	社外 独立役員	—回 ／—回 (—%)	●	—	●	—	—	●

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>再任</p> <p>(なか むら とし あき) 中 村 利 秋 (1950年11月21日)</p>	<p>1979年 5 月 (有)中村美装 取締役 1982年 10月 ナカワ工業(株) (現 ファーストカルデア(株)) 設立 代表取締役社長 1990年 2 月 ランドワークス(株) 代表取締役社長 2007年 5 月 (株)中村設立 代表取締役社長 (現任) 2011年 6 月 当社設立 代表取締役社長 2021年 4 月 当社代表取締役社長 兼開発事業本部長 (現任)</p>
	所有する当社の株式数	2,096,560株
	<p>【取締役候補者とした理由】 当社創業以来、代表取締役社長を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、当社の業容拡大と企業価値向上に向けリーダーシップを発揮し、多大な成果を上げてまいりました。 経営者としての高い見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p>再任</p> <p>(さいが ゆたか) 佐井賀 豊 (1956年2月6日)</p>	<p>1979年4月 東海興業(株)入社 2009年5月 同社 東京本店工事部長 2010年11月 同社 執行役員東京本店副本店長 2012年11月 同社 執行役員建設事業本部長 2016年3月 当社入社 建築部営業技術支援グループ長 2018年6月 当社 建築事業本部長 2018年8月 当社取締役 建築事業本部長 2019年8月 当社常務取締役 建築事業本部長 2021年6月 当社常務取締役 建築事業本部長兼再開発事業部長 (現任)</p>
	所有する当社の株式数	3,800株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、建築部門の責任者として、当社の業容拡大と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。</p> <p>高い専門性で見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">(よこやま かずお) 横 山 一 夫 (1964年7月25日)</p>	<p>1987年 4 月 立入運輸(株)入社 1990年 6 月 大和建設(株)入社 2003年 9 月 ナカワ工業(株) (現 ファーストカルデア(株)) 入社 2011年 9 月 当社入社 管理部長 2013年 5 月 当社取締役 建築部長 2015年 6 月 当社取締役 生産管理部長 2016年 6 月 当社取締役 生産管理部長兼採用・人材開発部長 2016年 8 月 当社取締役 生産管理部長兼総務人事部採用・人材開発特命担当 2018年 6 月 当社取締役 財務経理本部生産管理部長兼採用・人材開発特命担当 2019年 2 月 当社取締役 管理本部生産管理部長兼採用・人材開発特命担当 (現任)</p>
	所有する当社の株式数	71,400株
	<p>【取締役候補者とした理由】 取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、主に建築工事の生産管理部門の責任者として、当社の業容拡大と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。 高い専門性と見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p>再任</p> <p>(みやもと ひとみ) 宮本比都美 (1966年3月14日)</p>	<p>1986年3月 赤井電機(株)入社 1998年11月 同社 コーポレートオフィス財務会計課長 2003年8月 山水電気(株)入社 財務経理部長 2010年9月 同社 財務経理部長兼総務部長 2014年12月 当社入社 経営企画室課長 2015年8月 当社 内部監査室長兼経営企画室課長 2016年6月 当社 内部監査室長兼経営企画室部長 2019年2月 当社 執行役員経営企画室長兼内部監査室長 2019年8月 当社取締役 経営企画室長兼内部統制担当 (現任)</p>
	所有する当社の株式数	6,800株
	<p>【取締役候補者とした理由】 取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、経営企画及び内部統制の実務責任者として、当社の業容拡大と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。 高い専門性で見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">(ふじ もと さとし) 藤 本 聡 (1957年7月28日)</p>	<p>1980年 4 月 (株)富士銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行 1994年 7 月 同行 法務部上席調査役 2002年 4 月 (株)みずほコーポレート銀行 (現 (株)みずほ銀行) 大手町営業第七部次長 2004年 5 月 同行 企業第一部長兼企業第三部長 2008年 4 月 同行 執行役員営業第二部長 2010年 4 月 同行 常務執行役員営業担当役員 2012年 3 月 東京建物(株) 常務取締役 2013年 3 月 (株)みずほコーポレート銀行 (現 (株)みずほ銀行) 理事 2013年 6 月 シャープ(株) 取締役常務執行役員 2015年 6 月 芙蓉オートリース(株) 社外監査役 (現任) 2015年 8 月 当社 社外取締役 (現任) 2017年 6 月 安田倉庫(株) 社外監査役 (現任) (株)中村屋 社外監査役 (現任)</p>
	所有する当社の株式数	5,000株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、社外取締役として、当社の経営を適切に監督いただくとともに、有益な意見をいただいております。 引き続き経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の職務を果たしていただけると期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	新任 (はやし じゅん じ) 林 淳 二 (1968年12月10日)	1992年 4月 (株)長谷工コーポレーション入社 2002年 4月 伊藤忠都市開発(株)入社 2015年 4月 同社 大阪開発事業部大阪総合開発課長 2017年 4月 同社 大阪開発事業本部長付 2018年 6月 (株)ランドラボ設立 代表取締役社長 (現任)
	所有する当社の株式数	19,560株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 不動産業界及び事業会社における豊富な経験と高い知見を有しておられ、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の職務を果たしていただけると期待できることから、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 藤本聡氏及び林淳二氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
3. 藤本聡氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を充たしており、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、林淳二氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は藤本聡氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定です。また、林淳二氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 藤本聡氏は2015年8月から当社社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行し、現在の監査役3名全員は会社法第336条第4項第2号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、当社の経営を適切に監督する深い見識と広範な知見、専門的知見を有し、取締役の職務執行に対し監査を的確、公正に遂行し、中立の立場から客観的に監査意見を表明できる者であることを指名の基準とし、独立社外取締役をメンバーに含む「指名検討会議」にての審議を経て、取締役会において十分に検討を行い決定しております。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地 位及び担当	取締役会へ の出席状況	専門性					
				企業 経営	建築	不動産	財務 会計	法務・ リスクマネ ジメント	ガバナ ンス
新任 1	のむら とみお 野村 富男	常務取締役 管理本部長兼財務部長	23回 ／23回 (100%)	—	—	—	●	—	●
新任 2	もろはし たかあき 諸橋 隆章	監査役	22回 ／23回 (96%)	●	—	—	—	●	●
新任 3	うえの かずひろ 植野 和宏	—	—回 ／—回 (—%)	●	—	—	●	—	●

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>新任</p> <p>(のむら とみお) 野村 富男 (1960年8月28日)</p>	<p>1979年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2006年9月 同行 金町支店長 2008年8月 同行 江古田支店長 2010年7月 同行 戸塚・戸塚駅前支店長 2013年2月 (株)新日本工業入社 開発事業部ゼネラルマネージャー 2015年2月 (株)トーヨー建設入社 企画開発部ゼネラルマネージャー 2015年9月 当社入社 管理部財務グループ長 2016年6月 当社執行役員 財務部長 2016年8月 当社取締役 財務部長 2018年6月 当社取締役 財務経理本部長兼財務部長 2018年8月 当社常務取締役 財務経理本部長兼財務部長 2019年2月 当社常務取締役 管理本部長兼総務人事部長兼財務部長 2020年3月 当社常務取締役 管理本部長兼財務部長(現任)</p>
	所有する当社の株式数	11,800株
	<p>【取締役候補者とした理由】 当社の取締役として、財務部門を中心とした管理部門の分野に精通し、豊富な経験と幅広い知見等を有するとともに、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 監査等委員会設置会社への移行を鑑み、監査等委員としての職務を適切に遂行することができるかと判断したため、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p>新任</p> <p>(もろ はし たか あき) 諸橋 隆章 (1975年7月6日)</p>	<p>2003年10月 司法試験合格</p> <p>2004年4月 最高裁判所司法研修所入所</p> <p>2005年10月 弁護士登録 清水直法律事務所入所</p> <p>2013年5月 当社 社外監査役 (現任)</p> <p>2014年6月 (株)RVH 社外取締役</p> <p>2015年10月 ライジング法律事務所開設 代表パートナー (現任)</p>
	所有する当社の株式数	76,320株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>弁護士として、企業法務に関する深い見識と豊富な専門的知見を有しておられ、社外監査役として、当社の経営を適切に監督いただくとともに、有益な意見をいただいております。</p> <p>監査等委員会設置会社への移行を鑑み、引き続き、当社の経営に対する適切な助言、監督を行っていただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役として、新たに選任をお願いするものであります。</p>	
3	<p>新任</p> <p>(うえの かず ひろ) 植野 和宏 (1977年3月8日)</p>	<p>2001年10月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>2006年1月 (株)フジテレビジョン入社</p> <p>2009年9月 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>2019年4月 植野和宏公認会計士事務所開設 所長 (現任)</p> <p>2019年7月 植野和宏税理士事務所開設 所長 (現任)</p> <p>2020年3月 (株)ギフトィ 社外監査役 (現任)</p> <p>2020年7月 ESネクスト監査法人 代表パートナー (現任)</p> <p>2020年10月 (株)Leagress 代表取締役 (現任)</p>
	所有する当社の株式数	-株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する豊富な専門知識と経験を有しておられ、監査等委員会設置会社への移行を鑑み、候補者が有する豊富な知識、経験等を取締役会の監査・監督に活かしていただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役として、新たに選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 諸橋隆章氏及び植野和宏氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
3. 諸橋隆章氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を充たしており、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、植野和宏氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は諸橋隆章氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める最低限度額に限定する契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定です。また、植野和宏氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 諸橋隆章氏は、2013年5月から当社社外監査役を務めており、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年3ヶ月となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

〔ご参考〕

〈独立社外取締役の独立性判断基準〉

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に則り、社外取締役の独立性を判断しており、以下のすべての要件に該当する場合、社外取締役の独立性があると判断します。

- 1) 当社又は当社の子会社の業務執行者ではないこと
- 2) 当社又は当社子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与ではないこと（当該社外取締役が監査等委員である場合）
- 3) 当社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含む。）ではないこと
- 4) 当社の親会社の監査役ではないこと
- 5) 当社の兄弟会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役ではないこと
- 6) 当社の現在の主要株主又はその業務執行者ではないこと
- 7) 当社の主要な取引先又はその業務執行者ではないこと
- 8) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者ではないこと
- 9) コンサルタント、会計専門家、法律専門家として、役員報酬以外に当社から多額の報酬を受けていないこと（当該社外取締役が属する法人、組合等の団体が報酬を受けている場合を含む。）
- 10) 上記1) から9) までの業務執行者等の配偶者又は2親等以内の親族でないこと

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年8月24日開催の第7回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役200百万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、その内容は相当であると判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、本議案の内容は、当社が任意に設置しております報酬検討会議（構成メンバー3名のうち、過半数の2名を独立社外取締役としております。）の助言を得たうえで決定したものであり、その内容は相当であると判断しております。

各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。本議案は、監査役会より相当と判断する旨の意見を得ております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額設定の件

1. 提案の理由

当社は、2019年8月23日開催の第8回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認をいただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。具体的には、第4号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する本制度に係る報酬等の額の算定方法及び内容についてご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、本制度に係る報酬枠の内容は2019年8月23日開催の第8回定時株主総会でご承認いただきました内容と実質的に同一であること、及び監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い取締役会の決議により決定することを予定しております（取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針）（後掲）にも合致しておりますことから、その内容は相当であると判断しております。

また、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決され、その効力を生じますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として、発生するものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定しております信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期となります。

（2）信託金額

当社は、2020年5月末日で終了した事業年度から2024年5月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、取締役への当社株式

の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、111,600千円の金銭を拠出し、本信託を設定しております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者を受益者として存続させることとします。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、以後の対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(3) 当社株式の取得方法

上記（2）のとおり、当社は、各対象期間につき、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に追加拠出する予定であり、当該資金を原資として本信託が当社株式を取得する予定です。

本信託が当社株式を取得する場合、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

本信託による当社株式の取得につきましては、適時適切に開示いたします。

(4) 取締役に給付される当社株式等の数の具体的な算定方法

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、36,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（5）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（5）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、当該取締役に1事業年度につき付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(5) 当社株式等の給付及び報酬等の額の算定方法

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（4）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要

件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合、又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないものとします。

(6) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

以上

〔ご参考〕

〈取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針〉

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすることを基本方針とする。

2. 報酬構成

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬により構成する。ただし、業務執行からの独立性と取締役会の監督機能の観点から、社外取締役に対し業績連動型株式報酬は支給しない。

3. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、経営・管理能力、業績・成果の評価、従業員給与の水準等に応じ決定する。ただし、社外取締役の基本報酬は、経歴、経験等を総合的に勘案し決定する。

4. 賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

賞与は、業績指標（参考指標）を各事業年度の経常利益とした一部業績連動報酬として毎年6月に支給することとし、経常利益の目標値に対する達成状況を参考に各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬を基礎として決定する。

5. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は株式報酬（BBT）とし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を一層高めるためのインセンティブとする。業績指標を各事業年度の経常利益とし、役位に応じたポイントに経常利益達成係数を乗じて算出したポイントを毎年定時株主総会開催日に各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に付与し、毎年9月に付与ポイント数に相当する当社株式（ただし、その一部は当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付とする。）を交付する。

6. 取締役の個人別の報酬等の額に対する種類別の割合の決定に関する方針

業績及び株価の変動等に応じて変動するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の種類別の割合については、具体的な割合は定めない。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、役位、職責、業績、内部留保の蓄積状況、中期的展望及び会社への貢献度による考課結果等に基づき、独立社外取締役を過半数とする報酬検討会議にて審議し、その答申を踏まえ取締役会にて決定することにより、客観性、透明性、公正性を確保する。

(添付書類)

事業報告

〔自 2020年 6 月 1 日〕
〔至 2021年 5 月 31 日〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済活動が大きく制限され、企業収益や雇用環境は悪化し、消費マインドが低下する等、依然として先行き不透明な状況で推移しており、景気は総じて厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、建設市場におきましては、当社の主要事業エリアである東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）における2020年（暦年）のマンション着工件数は、郊外案件の需要の高まりから埼玉県で大幅に続伸しましたが、53,913戸（前年同期比9.2%減）と2020年（暦年）予想とほぼ同水準の結果となりました。

一方、2020年（暦年）のマンション供給件数は、外出自粛によるモデルルーム等への来場者数減少の影響が大きく、27,228戸（同12.8%減）と1992年以来の30,000戸割れとなりました。

2021年（暦年）の動向につきましては、マンション着工件数は60,000戸程度、マンション供給戸数は32,000戸程度、販売在庫は6,000戸程度と2019年の水準に戻ると予想されていること、引き合い案件は依然活況であること、東京圏における当社のシェアは2%程度と伸張の余地は充分にあることから、当社における当面の受注及び施工物件の確保は可能であると考えております。

（データはいずれも国土交通省-公表資料、「都道府県別着工戸数」及び（株）不動産経済研究所-公表資料、「首都圏マンション市場動向」、「首都圏マンション市場予測－2021年の供給予測－」より）

当社は「より良質な住宅を供給し、豊かな住環境に貢献する」という社是を制定し、より良質な住宅を供給するという社会的使命を果たすべく事業を推進しております。「安全・安心・堅実」という基本方針に関し、安全につきましては、安全パトロールの実施等により重大事故ゼロを継続しております。安心と堅実に対応する品質につきましては、独自のマニュアルの制定や、その徹底を図る目的としての研修会等を定期的に開催しております。また、建物の強度を保つ重要な躯体部分（杭、配筋、生コンクリート）の品質について、第三者機関による検査を導入し、建物の品質確保に万全を尽くしております。

当社は、2021年5月期からの3ヶ年を年商500億円の実現に向けたステップアップ期と位置づけた中期経営計画「Innovation2020」を策定し、その達成に向け全社一丸となり取り組んでおります。業容拡大と利益水準向上への継続的な取り組み及び新たな価値創出により持続的な成長を目指しております。

当事業年度におきましては、当社初の超高層・免震タワーマンションとなるJR前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業の施設建築物の請負工事を群馬県の地元企業3社と共同事業体にて受注し、2020年11月より着工しております。

また、東京理科大学の認定ベンチャー企業である株式会社サイエンス構造との共同研究により開発した新免震工法の『ジーナス（ZENAS）工法』について、早期の実物件採用を目指しております。本工法はマンションなどの集合住宅において12メートル以上のワイドスパンを実現するものであり、敷地形状や方位等の立地条件に柔軟に対応し、柱や壁のない大空間やバルコニー側を大開口とした換気・採光に優れた間取りが可能となります。柱の本数減少により建築資材や作業員数を縮減でき、環境負荷を低減しコストマネジメントに優れた工法となっております。

これらの結果、当事業年度の売上高は20,919,021千円（前事業年度比10.7%減）、営業利益1,666,068千円（同24.1%増）、経常利益1,608,766千円（同24.0%増）、当期純利益1,125,310千円（同29.0%増）となりました。

なお、当社は「分譲マンション建設事業」の単一セグメントであるため、セグメントの業績については記載を省略しております。

（2）設備投資の状況

当事業年度において実施した重要な設備投資はありません。

（3）資金調達の状況

当社は、運転資金及び仕掛販売用不動産の取得資金として4,460,000千円調達いたしました。当事業年度末の借入金残高は4,605,000千円となっております。

(4) 対処すべき課題

(営業開発)

当社は、事業戦略として「造注方式」を掲げ、土地開発及び土地持込による特命受注を事業の中核とすべく、体制整備とその推進に注力した結果、当事業年度の土地持込による成約は本体工事3件、解体工事1件、計4件となりました。今後も更なる用地確保と造注方式のシェア回復を図るとともに、再開発事業等も推進し、経営計画の実現と業容の拡大に努めてまいります。

また、新規顧客の更なる開拓、担当人員の拡充や土地情報入手先の多様化にも注力してまいります。

(施工体制)

施工体制については、生産能力の拡大と品質向上という2点の課題に取り組んでおります。

生産能力の拡大については、積極的な採用による一定水準以上の技能を有する人員の拡充により、施工能力をアップさせ、より多くの物件を施工してまいります。

品質向上については、建物の強度を保つ根幹となる躯体部分の構造検査において、法令に則った所定の検査に加え、本社品質管理担当者によるダブルチェックを追加実施する等、業界において標準的に実施されている以上の検査を実施しております。重要な躯体部分の三項目である杭、配筋、生コンクリートの品質について、施主が第三者機関の検査を実施しない場合、当社で検査を導入する取り組みを実施しており、安全・安心・堅実なマンションの供給に万全を尽くしております。

(内部管理体制)

当社は、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保、及び法令遵守の徹底を進め、その整備を実施いたしました。更なる業容の拡大を図るためには、内部管理体制の拡充を進める必要があり、事業の急速な拡大等に、十分な内部管理体制の構築が追い付かないという事象が生じることのなきよう、拡充と機能向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

区分	第7期 (2018年5月期)	第8期 (2019年5月期)	第9期 (2020年5月期)	第10期 (2021年5月期)
売上高	20,818	19,015	23,418	20,919
経常利益	2,233	1,874	1,297	1,608
当期純利益	1,569	1,275	872	1,125
1株当たり当期純利益(円)	117.63	95.68	66.62	90.19
総資産	13,964	11,221	17,941	17,427
純資産	5,212	5,830	6,084	6,282
1株当たり純資産額(円)	389.72	441.59	466.55	520.77

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 自己株式数には、第8期より株式給付信託の導入において設定した株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式が含まれております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容(2021年5月31日現在)

当社は分譲用マンション建設を主たる事業とし、企画開発より施工までを担う総合建設企業であります。

(8) 主要な事業所(2021年5月31日現在)

事業所名	住所
本社	東京都杉並区
九州支店	福岡県福岡市中央区

(9) 従業員の状況 (2021年5月31日現在)

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
148名	10名増	42.0歳	4.8年

- (注) 1. 使用人兼務役員2名は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、受入出向者を含み、他社への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2021年5月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,625百万円
株式会社りそな銀行	1,050

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年3月15日開催の取締役会において、取締役会の監査・監督機能をさらに強化し、コーポレート・ガバナンスのより適切な体制の実現を図るため、2021年8月26日開催の第10回定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

2. 会社の株式に関する事項（2021年5月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 13,358,540株 |
| (3) 株主数 | 14,204名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
中村 利秋	2,096,560 株	16.96 %
飯田 一樹	1,570,000	12.70
株式会社中村	1,099,520	8.90
齋藤 みさを	510,000	4.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	480,100	3.88
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	308,100	2.49
中村 莉紗	195,600	1.58
中村 建二	195,600	1.58
堀口 忠美	195,400	1.58
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	141,800	1.15

- (注) 1. 当社は自己株式1,000,031株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は、株式給付信託（J-ESOP）及び役員株式給付信託（BBT）を導入しております。このため株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が当社株式308,100株を保有しておりますが、自己株式に含まれておりません。
3. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	19,600 株	7 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項及び定款第7条の定めにより、2020年5月26日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

取得した株式の数	1,000,000株 (発行済株式総数に対する割合7.49%)
取得価額の総額	676,442千円
取得期間	2020年6月1日から2021年4月20日
取得方法	東京証券取引所における市場買付 (証券会社による投資一任方式)

②自己株式の処分

処分した株式の数	22,900株
処分価額の総額	15,784千円
処分の理由	役員株式給付信託及び株式給付信託における給付

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の概要

名 称	第3回新株予約権
発行決議日	2016年9月15日
区分	社外取締役
保有者数（人）	2
新株予約権の数（個）	100
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	2017年9月16日から 2037年9月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 663 資本組入額 332
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、当社の取締役又は社外取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を一括して行使することができる。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

(2) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
中村利秋	代表取締役社長	開発事業本部長 (株)中村 代表取締役社長
野村富男	常務取締役	管理本部長兼財務部長
佐井賀豊	常務取締役	建築事業本部長
印南研二	常務取締役	営業本部長
内海久明	常務取締役	開発事業本部長
横山一夫	取締役	管理本部生産管理部長兼採用・人材開発特命担当
宮本比都美	取締役	経営企画室長兼内部統制担当
藤本聡	取締役	芙蓉オートリース(株) 社外監査役 安田倉庫(株) 社外監査役 (株)中村屋 社外監査役
佐藤均	取締役	
藪谷典行	常勤監査役	
楠見恭造	監査役	公認会計士・税理士 (楠見公認会計士事務所所長)
諸橋隆章	監査役	弁護士 (ライジング法律事務所代表パートナー)

- (注) 1. 蛭原政好氏は、2020年8月26日開催の第9回定時株主総会終結のときをもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 内海久明氏は、2021年4月25日に一身上の都合により取締役を辞任いたしました。なお当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。
3. 取締役藤本聡氏及び佐藤均氏は社外取締役であり、当社は両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
4. 監査役藪谷典行氏、楠見恭造氏及び諸橋隆章氏は社外監査役であり、当社は3氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
5. 監査役楠見恭造氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位:百万円)

区分	人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役	10名	101	8	18	128
(うち社外取締役)	2名	7	0	—	8
監査役	3名	12	0	—	13
(うち社外監査役)	3名	12	0	—	13
合計	13名	114	9	18	142

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）が含まれておりません。
2. 株主総会決議による取締役に対する報酬限度額は年額200百万円（うち社外取締役200百万円）であります（2018年8月24日 定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。各取締役の報酬等は、当該報酬限度額の範囲において、取締役会により決定しております。
3. 当該金銭報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する株式給付信託（BBT）に係る報酬の額として付与するポイントの上限を1事業年度あたり36,000ポイントと決定しております（2021年8月23日 定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
4. 株主総会決議による監査役に対する報酬限度額は年額200百万円であります（2015年8月27日 定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）です。各監査役の報酬等は、当該報酬限度額の範囲において、監査役の協議により決定しております。
5. 賞与は一部業績連動報酬であり、業績連動報酬等の額の算定方法は、経常利益を指標として報酬検討会議にて決定しております。当該指標を選択した理由は、営業活動のみならず投資活動も含めた総合的な当社の収益力を客観的に示す指標であるためであり、その実績は1,608百万円であります。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、株式給付信託（BBT）の引当金繰入額として計上した額であります。なお当該株式給付信託は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入し、役員株式給付規程に基づき、社外取締役を除く取締役に対して、各事業年度における業績達成度及び役位に応じて算出された株式数に相当するポイントを付与しております。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬については、株主総会で承認された決議された限度額の範囲内で、取締役にについては独立社外取締役を過半数とする報酬検討会議にて審議し、取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

なお当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内

容に係る決定方針を決議しております。

また取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬などの内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすることを基本方針とする。

b. 報酬構成

取締役の報酬は、基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬により構成する。ただし、業務執行からの独立性と取締役会の監督機能の観点から、社外取締役に對し業績連動型株式報酬は支給しない。

c. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、経営・管理能力、業績・成果の評価、従業員給与の水準等に応じ決定する。ただし、社外取締役の基本報酬は、経歴、経験等を総合的に勘案し決定する。

d. 賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

賞与は、業績指標（参考指標）を各事業年度の経常利益とした一部業績連動報酬として毎年6月に支給することとし、経常利益の目標値に対する達成状況を参考に各取締役の基本報酬を基礎として決定する。

e. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は株式報酬（BBT）とし、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を一層高めるためのインセンティブとする。業績指標を各事業年度の経常利益とし、役位に応じたポイントに経常利益達成係数を乗じて算出したポイントを毎年定時株主総会開催日に各取締役に付与し、毎年9月に付与ポイント数に相当する当社株式（ただし、その一部は当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付とする。）を交付する。

f. 取締役の個人別の報酬等の額に対する種類別の割合の決定に関する方針

業績及び株価の変動等に応じて変動するため、取締役の報酬等の種類別の割合については、具体的な割合は定めない。

g. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等は、役位、職責、業績、内部留保の蓄積状況、中期的展望及び会社への貢献度による考課結果等に基づき、独立社外取締役を過半数とする報酬検討会議にて審議し、その答申を踏まえ取締役会にて決定することにより、客観性、透明性、公正性を確保する。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役 藤本聡の兼職先である芙蓉オートリース(株)、安田倉庫(株)、(株)中村屋と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役 楠見恭造の兼職先である楠見公認会計士事務所と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役 諸橋隆章の兼職先であるライジング法律事務所と当社との間に特別の利害関係はありません。

②当事業年度における社外役員の主要な活動状況

社外取締役及び社外監査役の各氏は、取締役会又は監査役会において、それぞれその豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたる事項につき意見表明を行うほか、監査結果の意見交換や監査に関する重要事項について協議を行うなど、必要に応じ適宜発言をいたしております。

なお、当事業年度における取締役会及び監査役会への出席状況は次のとおりであります。

区分	氏名	取締役会（出席率）	監査役会（出席率）
取締役	藤本 聡	22回出席/23回開催（96%）	—
取締役	佐藤 均	23回出席/23回開催（100%）	—
監査役	藪谷 典行	23回出席/23回開催（100%）	15回出席/15回開催（100%）
監査役	楠見 恭造	21回出席/23回開催（91%）	14回出席/15回開催（93%）
監査役	諸橋 隆章	22回出席/23回開催（96%）	15回出席/15回開催（100%）

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	藤本 聡	金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。また、取締役等の指名や報酬等に関する指名・報酬検討会議のメンバーを務めております。
取締役	佐藤 均	金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。また、取締役等の指名や報酬等に関する指名・報酬検討会議のメンバーを務めております。

④責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる旨、並びに当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする旨を定款に定めております。

上記に基づき、当社は社外取締役と社外監査役との間に当該契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める限度額となっております。

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役、執行役員並びに管理職・監督者の地位にあるものであります。なお、保険料は会社が全額負担しており、被保険者の負担はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
②	当事業年度に係る非監査業務に係る報酬等の額	－百万円
③	当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

会計監査人の報酬等の額につきましては、前事業年度までの監査実績の分析、当事業年度の監査計画と実績の状況精査、当事業年度の監査時間、配員計画等を考慮した監査報酬見積の相当性の総合的判定の結果、監査役会にて相当であると同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める限度額となります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要施策の一つと考え、現在及び将来の事業展開や設備投資及び内部留保金の確保等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

利益還元方法は、配当性向30%以上とし、株主の皆様に対する利益還元の充実に図りつつ、経営成績及び今後の事業展開、健全な財務体質維持のために必要な内部留保の確保等を勘案の上決定いたします。

当事業年度の期末配当は1株当たり38円（創業10周年記念配当10円を含む）とさせていただきます。

（注）本事業報告に記載された金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年5月31日)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,153,404	流動負債	7,340,880
現金及び預金	4,276,416	支払手形	2,565,223
売掛金	607,467	工事未払金	2,471,088
完成工事未収入金	4,349,025	1年内返済予定の長期借入金	930,000
販売用不動産	1,371,058	未払金	507,311
仕掛販売用不動産	6,144,122	未払費用	24,713
未成工事支出金	25,362	未払法人税等	372,769
前払費用	183,876	未成工事受入金	127,326
前払費用	40,962	前受入金	82,745
未収入金	46,530	預り金	25,620
その他	108,582	預り保証金	110,324
		賞与引当金	3,280
		完成工事補償引当金	40,175
		アフターコスト引当金	54,826
		役員株式給付引当金	18,355
		未払消費税等	5,493
		その他	1,627
固定資産	274,578	固定負債	3,804,996
有形固定資産	18,637	長期借入金	3,675,000
建物	11,465	退職給付引当金	72,811
車両運搬具	0	株式給付引当金	52,731
工具、器具及び備品	7,172	その他	4,454
無形固定資産	9,187	負債合計	11,145,876
ソフトウェア	3,812	(純資産の部)	
リース資産	399	株主資本	6,275,486
商標	4,271	資本金	728,769
特許権	338	資本剰余金	687,430
実用新案権	365	資本準備金	687,430
投資その他の資産	246,752	利益剰余金	5,780,723
投資有価証券	33	その他利益剰余金	5,780,723
関係会社株	39,000	繰越利益剰余金	5,780,723
出資	30	自己株式	△921,437
長期前払費用	23,434	新株予約権	6,620
繰延税金資産	118,797	純資産合計	6,282,106
敷金及び保証金	45,827	負債・純資産合計	17,427,983
その他	19,629		
資産合計	17,427,983		

損益計算書

(自 2020年6月1日
至 2021年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	14,952,195	
不 動 産 売 上 高	5,645,071	
そ の 他 売 上 高	321,755	20,919,021
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	13,694,382	
不 動 産 売 上 原 価	4,045,906	
そ の 他 売 上 原 価	249,457	17,989,746
売 上 総 利 益		2,929,275
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,263,206
営 業 利 益		1,666,068
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,352	
助 成 金 収 入	9,420	
そ の 他	3,675	18,447
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	61,899	
手 形 売 却 損	928	
支 払 手 数 料	8,130	
自 己 株 式 取 得 費 用	4,058	
そ の 他	733	75,750
経 常 利 益		1,608,766
税 引 前 当 期 純 利 益		1,608,766
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		537,302
法 人 税 等 調 整 額		△53,846
当 期 純 利 益		1,125,310

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年7月8日

ファーストコーポレーション株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 菊地康夫 ㊦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 早崎信 ㊦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファーストコーポレーション株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支店及び主要な作業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討をいたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月15日

ファーストコーポレーション株式会社	監査役会
常勤監査役（社外監査役）	數 谷 典 行 ㊟
監 査 役（社外監査役）	楠 見 恭 造 ㊟
監 査 役（社外監査役）	諸 橋 隆 章 ㊟

以上

第10回 定時株主総会会場ご案内図

会場 … 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
 新宿野村ビル2階 野村コンファレンスプラザ新宿
 コンファレンス A
 電話 (03) 3348-6513



最寄り駅 … JR線
 東京メトロ 丸ノ内線
 京王線
 小田急線
 都営新宿線
 都営大江戸線
 東京メトロ 丸ノ内線
 西武新宿線

新宿駅下車徒歩10分
 西新宿駅下車徒歩5分
 西武新宿駅下車徒歩8分